

## 【提出書類一覧】

- 事前相談時  
位置図・現況図面・現況写真（準備できるもので可）
- 補助金申請時

| 図書名                    | 備考                              |
|------------------------|---------------------------------|
| 1 補助金交付申請書【様式第1号】      |                                 |
| 2 位置図                  |                                 |
| 3 工程表                  |                                 |
| 4 現況図（平面図・断面図）         |                                 |
| 5 計画図（平面図・断面図）         |                                 |
| 6 現況写真                 |                                 |
| 7 見積書の写し               | 複数社の見積合わせが必要です                  |
| 8 誓約書【様式第2号】           |                                 |
| 9 土地登記事項証明書、公図         |                                 |
| 10 承諾書等、所有者間で合意確認できるもの | 所有者が複数いる場合 / 土地管理者または占有者が申請する場合 |
| 11 委任状                 | 代理人が申請事務を行う場合                   |
| 12 本人確認書類の写し           |                                 |

- 工事着手時  
工事着手届【様式第5号】、契約書の写し
- 事業変更時  
補助金交付決定内容変更承認申請書【様式第6号】、交付申請時からの変更図書
- 事業廃止時  
補助事業廃止承認申請書【様式第7号】
- 実績報告時  
補助事業実績報告書【様式第10号】、領収書またはそれに代わる証明書の写し、工事写真
- 補助金請求時  
補助金請求書【様式第12号】

## 【問い合わせ先】

| 区域      | 担当部署    | 区域      | 担当部署    |
|---------|---------|---------|---------|
| 東灘区・灘区  | 東部建設事務所 | 長田区・須磨区 | 西部建設事務所 |
| 中央区・兵庫区 | 中部建設事務所 | 垂水区     | 垂水建設事務所 |
| 北区      | 北建設事務所  | 西区      | 西建設事務所  |

各建設事務所へのお問い合わせは TEL 078-771-7498

建設局防災課 TEL 078-322-6172



神戸市 危険がけ 助成

検索

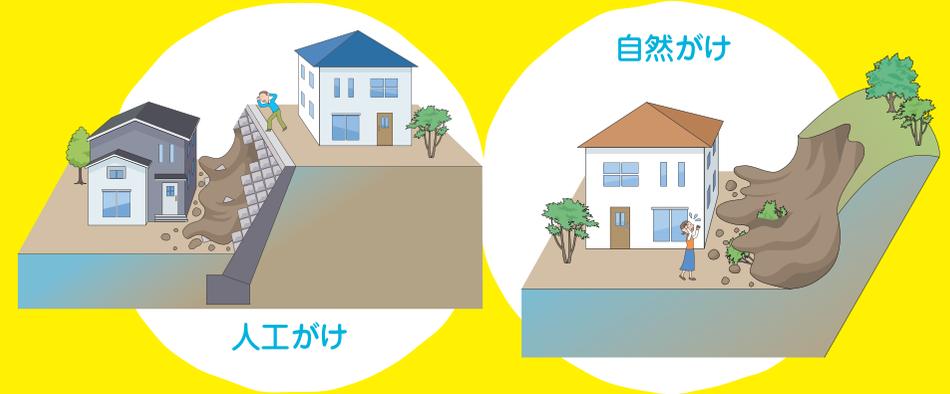
「神戸市：危険がけ応急対策助成事業」を選択

<https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/preparation/kikengake.html>

神戸市

City of Design  
KOBE

# 「危険がけ」 応急対策助成事業のご案内



## 助成の目的・概要

近年、豪雨や台風等により、各地でがけ崩れによる災害が発生しています。神戸市では、安全で災害に強い都市をめざして、崩壊したがけまたは危険な擁壁による第三者への重大な危害を防除するため、応急対策の工事費用を助成します。

## 助成金額

応急対策工事費用×2/3（上限100万円）

| 対象となる危険がけ  | 応急対策工事                                       |
|--|--|
| 崩壊したがけ（人工がけ、自然がけ）<br>崩壊したがけで、現に第三者への重大な危害が生じている<br>または生じる恐れのあるがけ | 応急仮設工事<br>崩土、倒木およびがれき等の撤去ならびに<br>付帯する仮設施設の工事 |
| 危険な擁壁<br>宅地造成等規制法に基づく改善勧告を受けている擁壁の<br>うち、第三者への重大な危害が生じる恐れのある擁壁   | 応急防災工事<br>擁壁およびその背面土砂等の撤去ならびに<br>付帯する仮設施設の工事 |

※人工がけ ●擁壁（ようへき）の設置されたがけ ●切土・盛土により人工的に形成されたがけ

自然がけ ●人工がけ以外のがけ

※予算が無くなり次第、終了します。

## 助成対象となる方

### ●危険がけの所有者

所有者が複数いる場合は、その代表者となります

### ●危険がけの管理者または占有者

管理者や占有者が申請する場合は、原則として所有者の承諾を得たものに限ります

※所有者が異なる一連の危険がけについて

当該がけを所有する土地所有者が共同で応急対策を行う場合の補助金は、

各々が負担する工事費の2/3かつ上限100万円を限度とします

※危険がけの所有者がわからないなどの場合は、ご相談ください

## 助成対象となる土地

次のすべてに該当する土地であることが必要です

- 神戸市内にある
- 個人または地縁による団体が所有している（企業・団体などの法人所有部分是对象外）
- 法令・規則に違反していないこと

## 助成対象となるがけ

次のア・イに該当する土地であることが必要です

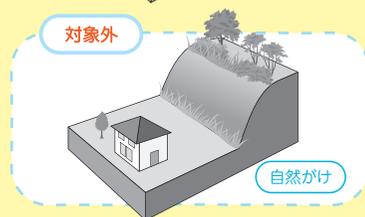
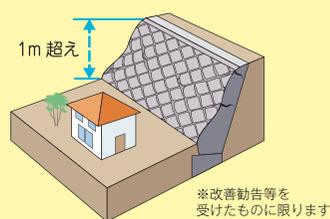
ア 第三者にがけ崩れの重大な危害が生じているか生じる恐れのあるもの

イ 地盤面から高さが1mを超えるもの

### (1) 崩壊したがけ



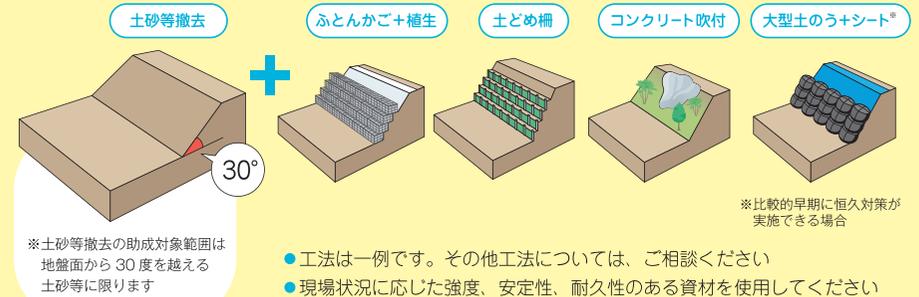
### (2) 危険な擁壁



## 制度利用上の注意点

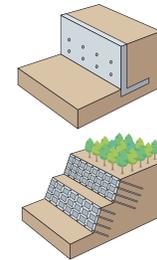
- 申請前に事前相談を行ってください
- 工事着手前に申請が必要です  
(緊急性が高く申請前の着工が必要な場合は、防災課へご連絡ください)
- 恒久対策費は助成対象外です (P.3参照)

## 応急対策工事の主な例



- 工法は一例です。その他工法については、ご相談ください
- 現場状況に応じた強度、安定性、耐久性のある資材を使用してください

### 恒久対策(本復旧)工事は対象外



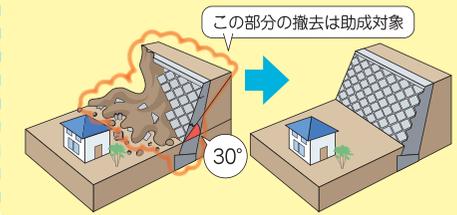
擁壁工や法枠工といった恒久対策工事は本助成事業の**対象外**になりますが、**できるだけ早期に実施**してください

※恒久対策工事については、宅地改善の融資制度や被災宅地復旧アドバイザー制度もあります

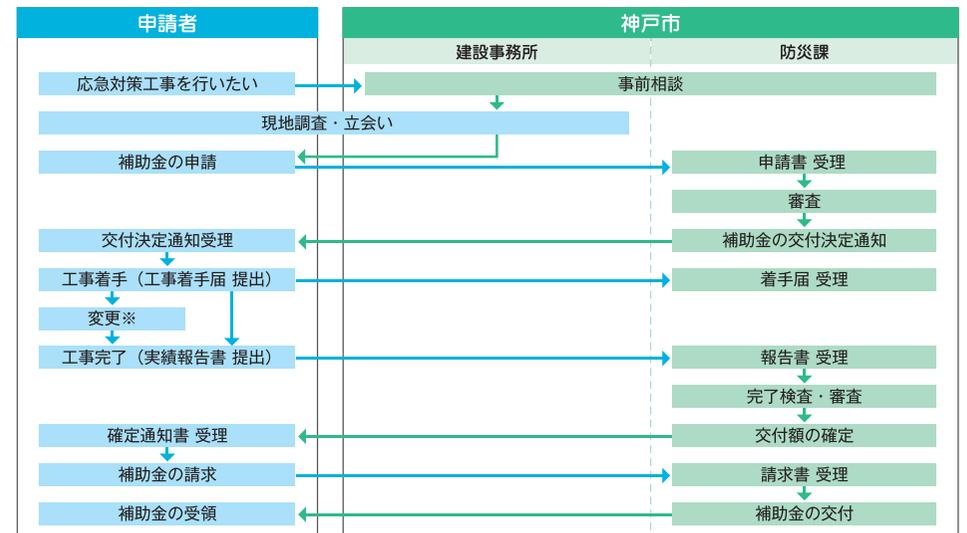
☎ 建設局防災課  
TEL 322-6089

### 恒久対策工事を同時に行う場合

崩壊土砂や危険擁壁の撤去、その付帯する工事等、応急対策工事相当部分は助成対象です



## 補助金交付申請の流れ



※変更がある場合は別途申請が必要です